

**新型コロナウイルス感染症および物価高騰対策
「おきのしま地域応援商品券」 取扱加盟店募集要項**

1. 事業の目的

隠岐の島町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と昨今の物価高騰への対策として地域経済の消費を喚起・下支えすることを目的に、隠岐の島町全域で使用できる「おきのしま地域応援商品券」を発行・販売します。

2. 商品券発行概要

名 称	おきのしま地域応援商品券
発行総額	1億3,934万円
発行冊数	2万7,868シート
商品券額面	1シート 5,000円(500円券×10枚)
町民への配布額	町民1人につき1万円(2シート)
商品券の券種	商品券 共通券 6枚 専用券 4枚で1シートとします。 共通券 全取扱加盟店で使用可能とします。 専用券 大型店では使用できません(但しテナントは除く)。
配布対象者	令和4年7月31日時点で隠岐の島町に住所を有する者
使用区域	隠岐の島町内の全域
取扱加盟店	町内の店舗等を公募
配布期間	令和4年10月初旬～令和4年10月末まで
使用期限	令和5年1月31日(火)まで
換金期間	令和4年10月中旬～令和5年2月28日(火)まで
換金場所	隠岐の島町商工会(本所)・役場各支所・中出張所 計5か所

3. 商品券取扱加盟店

- (1) 参加資格 町内に所在する全ての事業所、大型店
大型店の定義：小売店で売場面積が1,000㎡以上の店舗
(ただし、テナントは除く)
小売店で大資本を元手としたチェーンストア
※事業の目的と照らし、そぐわない業種等は対象外といたします。

- (2) 参加登録料 無料

(3) 取扱加盟店の表示

取扱加盟店は、商品券使用者が容易に取扱加盟店であることが分かるように、後日説明資料と併せて送付する「加盟店ポスター（A2版）」の掲示をお願いいたします。

(4) 商品券の使用対象外の商品・サービスについて

以下の各号（①から⑩まで）については、商品券による商品の販売、サービスの提供等ができません。

【商品券の使用対象にならないもの】

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑥ 旅客・貨物の運送料金の支払い（タクシー料金は除く）
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩ 商品券の交換又は売買
- ⑪ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

(6) 商品券の換金方法について

換金期間：令和4年10月中旬～令和5年2月28日（火）まで

手続方法：決定次第、商工会ホームページほかでお知らせいたします。

4. 取扱加盟店への説明会

今回の商品券事業では説明会は開催いたしません。

5. その他商品券の取扱いに関する留意事項

- ・釣り銭の対応はせず、券面額以上の買い物に使用していただいでください。
- ・商品券の換金はしないでください。
- ・1回当たりの使用について、上限額は設けません。ただし、商品券の第三者への譲渡等が疑われる場合は、商品券の受取りを一旦保留し、商工会へご連絡ください。

6. 取扱加盟店の申込について

申込締切：令和4年9月5日（月）まで

注）締切後も、随時申込を受付けますが、商品券利用者へのお知らせ「取扱加盟店一覧表」に掲載できない場合があります。

申 込 先：隠岐の島町商工会へ、「申込書」の提出をお願いいたします。

7. 申込書について

おきのしま地域応援商品券取扱加盟店申込書

上記の「申込書」を、隠岐の島町商工会へ提出願います。

※「申込書」は、隠岐の島町商工会ホームページ又は隠岐の島町役場ホームページから、ダウンロードもできます。

隠岐の島町商工会トップページのパナーをクリックして「おきのしま地域応援商品券」のページにアクセスしてください。



※ 隠岐の島町商工会ホームページは

URL：<http://oki.shoko-shimane.or.jp/>



隠岐の島町商工会

検索



で、クリック！

8. お申込み先

隠岐の島町商工会

住 所：隠岐の島町中町目貫の二・54番地1

電 話：08512-2-1157

FAX：08512-2-5984